

ID: 853

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<b>【基準】</b> 法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 854

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<b>【基準】</b> 法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 855

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第19条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<b>【基準】</b> 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 856

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	予防接種の実費の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<p><b>【基準】</b>          法第28条の規定による。          (実費の徴収)          第28条 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 857

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<b>【基準】</b> 政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更) 第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 858

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<b>【基準】</b> 政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告) 第16条 2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日